令和5年度

第6回あさぎり町農業委員会 議事録

開会日:令和5年9月12日(火)

あさぎり町農業委員会

令和5年度 第6回あさぎり町農業委員会総会議事録			
招 集 年 月 日	令和5年9月12日(火)		
招集の場所	所 あさぎり町役場 2階大会議室		
開閉会日時	開 会 令和5年9月12日 午後1時30分 会 長 杉下 和治		
及び宣告	閉 会 令和5年9月12日 午	会 令和5年9月12日 午後1時55分 会 長	
	議 席 氏 名	出欠等 の 別 番 号	氏名出欠等 の別
	1 廣瀬 孝喜	0 14	宮原 範行 〇
応 (不応) 招委員及	2 村田 新一	0 15	西野 雅倫 〇
び出席並びに	3 田崎 洋一郎	O 16	中村 好文 〇
欠席委員	4 藤本 勇二	0 17	谷川 新二 〇
	5 樅木 徹郎	× 18	的射場 洋一 〇
出 席 25名	6 吉田 利明	O 19	宮原 久子 〇
欠 席 1名	7 城本 康志	O 20	橋口 京美 〇
○(出席)	8 土屋 正則	O 2 1	竹下 正男
×(欠席)	9 松本 廣幸	O 22	北川 浩臣 〇
△ (遅刻)	10 橋口 丈一	O 23	井手 久美子 〇
	11 濱田 定武	O 2 4	深松 守
	12 中村 幸二	O 25	緒方 信三 〇
	13 恒松 純生	O 26	杉下 和治
議事録署名委員	10番 橋口 丈一 11番 濱田 定武		
出 席 し た 農業委員会職員			
日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 農地所有適格法人報告書の提出について 日程第4 報告第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否か の判断について 日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第6 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 日程第7 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第8 議案第4号 農用地利用集積計画(第9回)の決定について 日程第9 議案第5号 農用地利用集積等促進計画(第4回)の決定について			

開会 午後1時30分

- ●農業委員会事務局長(橋本 英樹君) それでは開会いたします。御起立願います。礼。着席下さい。ただいまから、令和5年度第6回総会を開会いたします。初めに杉下会長より御挨拶をお願いいたします。
- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) 皆さんこんにちは。8月の最適化推進大会は、お世話になりました。 そしてまたですね、近頃、彼岸花が咲き始めてですね、秋の気配を、感じておりますけれども、まだまだ 日中は暑いですので、水分補給しながら、農作業に励んでいただきたいと思います。本日はですね、5番 樅木議員から欠席の通知がありましたので、御報告いたします。出席委員は26名中25名で、定足数に 達しておりますので、総会は成立しております。これより議事に入ります。本日の議事日程は御手元に配 付のとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、10番、橋口丈一委員。11番、濱田定武委員を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。
- ●農業委員会参事(椎葉 尚宏君) はい、それでは報告します。資料は、2ページを御覧ください。今回は6件の合意解約となっております。解約理由について、申請番号104番は、所有権移転のため、105番は、農地中間管理事業貸付けのため、106番から109番は、経営規模縮小のためとなっております。以上報告します。
- **◎農業委員会会長(杉下 和治君)** はい。ただいまの報告第1号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。
- ○24番委員(深松 守君) はい。すいません。105番の8筆の合計が2,891平米になっていますが、合計が違うのではないでしょうか。
- ●農業委員会主幹(椎葉 尚宏君) ご指摘のあった、105番の合計面積ですが、1万1,808平方メートルです。訂正をお願いします。
- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) ほかにありませんか。ないようですので、以上で報告第1号を終わります。

日程第3 報告第2号 農地所有適格法人報告書の提出について

- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第3、報告第2号、農地所有適格法人報告書の提出についての報告を行います。事務局の報告を求めます。
- ●農業委員会参事(椎葉 尚宏君) はい、それでは報告します。資料は3ページを御覧ください。今回は2件の届出が提出されております。関連資料につきましては、4ページから5ページの農地所有適格法人経営概要表に記載しております。4ページは、令和5年7月1日現在、5ページは、令和5年8月1日現在となっております。以上報告します。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。よろしいですか。はい。特にないようですので、以上で報告第2号を終わります。

日程第4 報告第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第4、報告第3号、農地法第2条第1項の、農地に該当するか否かの判断についての報告を行います。事務局の報告を求めます。
- ●農業委員会参事(椎葉 尚宏君) はい、それでは報告します。資料は、総会資料につきましては、6ページから9ページ、それと、タブレットに写真を格納しております。タブレットの写真のほうですね、まず、上地区の写真が、あと、戻っていただいて、深田、免田とあります。その写真を御覧ください。3地区で今回4筆を地区担当農業委員による現地調査により、非農地と判断しております。上地区が田、1筆365平方メートル。免田地区、畑、1筆、629平方メートル。深田地区、畑、2筆、832平方メートルです。以上報告いたします。
- **◎農業委員会会長(杉下 和治君)** はい。ただいまの報告第3号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特にないようですので、以上で報告第3号を終わります。

日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第5、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。
- ●農業委員会事務局長(橋本 英樹君) はい、農地法第3条の許可申請について説明いたします。資料は 10ページからになります。今回は1件の審議をお願いいたします。申請番号10番について、資料は11ページから18ページになります。譲渡人は町外の相続財産清算人。譲受人は町外の個人です。移転する土地は、2筆で、地目は台帳、現況とも畑、面積は合計で2,312平米です。移転する契約は、総額10万円の売買による所有権移転です。譲受人は申請地に、季節野菜を栽培される予定です。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしているものと考えます。以上で説明を終わります。
- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班第5班の現地調査がありましたので、申請番号10番の案件について、20番委員の橋口京美委員より報告をお願いします。
- 20番委員(橋口 京美君) はい。20番の橋口です。農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号10番の案件、午前中現地調査の結果を報告します。資料は11ページから18ページになります。18ページを御覧ください。場所は国道の水無川からあさぎり町に向かい、宣徳寺から南に300メートルぐらい入ったところになります。譲渡人は、町外の相続財産清算人の方、譲受人は町外の個人の方になります。譲受人の住所は相良なんですけども、隣町で施設を経営されてて、その経営の中で、農業部門というのがあり、土地を探されていたということでした。ここに、季節の野菜などを植付けされるということで、特に問題はないと思いますので、皆様方の、御審議方よろしくお願いします。
- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号10番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。申請番号10番の案件について採決しま

す。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者举手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。全員多数です。したがって、申請番号10番の案件については、 原案のとおり決定いたしました。

日程第6 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第6、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。
- ●農業委員会事務局長(橋本 英樹君) はい、農地法第4条の許可申請について説明いたします。資料は19ページからになります。今回は1件の審議をお願いします。申請番号2番について、資料は20ページから30ページになります。申請人は町外の個人の方です。転用する土地は一筆で地目は台帳、現況とも畑、転用面積は3,129平米のうち、2,015平米です。転用の目的は、申請地の隣接地が、申請人が代表を務める会社営業所で、重機等の保管及び資材置場です。23ページの地図を御覧ください。申請地の位置につきましては、後ほど現地調査担当委員から説明があると思います。申請地は、雑種地や非農地等に囲まれた10ヘクタール未満の小集団にある第2種農地です。また、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地であることから、資材置場への転用は可能です。27ページから、事業計画書、資金計画書、残高証明書等を掲載しています。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。以上で説明を終わります。
- **◎農業委員会会長(杉下 和治君)** はい。事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班第5班の現地調査がありましたので、申請番号2番の案件について、9番委員の松本委員より報告をお願いします。
- ○9番委員(松本 廣幸君) はい、9番委員の松本です。申請番号2番、4条申請について、現地の状況を説明します。資料は19ページより30ページになります。23ページを御覧ください。中央の県道多良木相良線、南稜高校より岡原方面へ、約3キロ行った左側に、申請人の事業所がありました。その裏側になります。一部畑地はありましたが、宅地等に囲まれた農振除外地になります。現在は、何も耕作されていませんでした。3,129平米のうちの2,015平米を資材置場として転用されるそうです。審議方お願いします。以上です。
- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号2番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。申請番号2番の案件について採決します。 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者举手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。賛成多数です。したがって、申請番号2番の案件については、 原案のとおり、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

日程第7 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第7、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。
- ●農業委員会事務局長(橋本 英樹君) はい、農地法第5条の許可申請について説明いたします。資料は

- 31ページからになります。今回は1件の審議をお願いします。申請番号13番について、資料は32ページから39ページになります。譲渡人は、町内の個人、譲受人は町内の法人です。転用する土地は1筆で地目は台帳現況とも畑、転用面積は1,053平米です。移転する内容は、総額450万円の売買による所有権移転です。転用の目的は、建設機械、車両の保管、及び建設資材置場です。35ページの地図を御覧ください。申請地の位置につきましては、後ほど現地調査担当委員から説明があると思います。申請地は農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、申請地の接している4メートル以上ある道路には、上下水道管が2管埋設されており、500メートル範囲内に二つの教育施設がある、第三種農地であることから、資材置場への転用は可能です。37ページから、事業計画書、資金計画書、預金通帳の写しを掲載しております。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断いたしました。以上で説明を終わります。
- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班第5班の現地調査がありましたので、申請番号13番の案件について、25番委員の緒方委員より報告をお願いします。
- ○25番委員(緒方 信三君) 25番委員の緒方です。農地法第5条の規定による許可申請、申請番号13番の案件について、午前中の現地調査の結果を報告します。資料は31から39ページになります。34、35ページを御覧ください。場所は、免田小学校から南東へ400メートル、南稜高校より東へ460メートルのところになります。現状は、木などが数本あり、ほかには何も作付けしてありません。荒れている状態です。申請地には、建設機械や車両、及び資材置場として利用されるとのことです。何も問題がないと思います。皆さん方の御審議方よろしくお願いします。以上です。
- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号13番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。申請番号13番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。賛成多数です。したがって、申請番号13番の案件については、 原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

日程第8 議案第4号 農地利用集積計画(第9回)の決定について

- **◎農業委員会会長(杉下 和治君)** 日程第8、議案第4号、農用地利用集積計画(第9回)の決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
- ●農業委員会参事(椎葉 尚宏君) それでは、利用権設定に係る部分から説明いたします。資料は、41 ページをお開きください。41ページの上段、330番から、その下、331番までは、期間満了に伴う 賃借権の再設定です。次ページ42ページの上段、332番から46ページ下段の338番までは、期間 満了に伴う使用貸借権の再設定です。47ページ上段の339番から、49ページ、上段の343番までは、新規の賃借権の設定です。50ページの344番から58ページ、飛びまして、58ページ、の353番までは、新規の農地中間管理事業による賃借権の設定となります。

続きまして、所有権移転に係る分について説明いたします。59ページをお開きください。今回の申請は5件です。申請番号34番は、公社が買い入れるもの、35番から38番は、公社が買い入れた土地を今度は売り渡すものです。全て10アール当たりの単価になります。34番の買入れ価格、75万円。3

5番の売渡し価格、56万3,750円。36番の売渡し価格51万2,500円。37番の売渡し価格30万7,500円。同じく38番の売渡し価格30万7,500円です。以上の件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えております。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。議案第4号、農用地利用集積計画(第9回)についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。これから、議案第4号、農用地利用集積 計画(第9回)についてを採決いたします。本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者举手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。全員賛成です。したがって、本案は、原案のとおり決定しました。

日程第9 議案第5号 農用地利用集積等促進計画(第4回)の決定について

- **◎農業委員会会長(杉下 和治君)** 日程第9、議案第5号、農用地利用集積等促進計画(第4回)の決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
- ●農業委員会参事(権葉 尚宏君) はい。それでは、利用権設定に係る分について説明いたします。資料は62ページをお願いします。今回は1件のみです。申請番号5番は、新規の賃貸借権の設定となります。63ページから64ページにかけまして、利用権及び集積に係る資料を載せております。以上説明を終わります。
- **◎農業委員会会長(杉下 和治君)** はい。議案第5号、農用地利用集積等促進計画(第4回)についての 説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、質疑なしと認めます。これから議案第5号、農用地利用集積等促進計画(第4回)について採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者举手)

- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。これで本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和5年度あさぎり町農業委員会第6回総会を閉会いたします。
- ●農業委員会事務局長(橋本 英樹君) 起立願います。礼。

閉会 午後1時55分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。 令和5年9月12日

> あさぎり町農業委員会 会 長 杉下 和治 あさぎり町農業委員会 署名委員 10番 橋口 丈一 あさぎり町農業委員会 署名委員 11番 濱田 定武